

公共図書館における相互協力

大阪府立中之島図書館

前 田 章 夫

1. 相互貸借の現状

a. 全国の状況

全国公共図書館協議会（全公図）では60年11月に全国の公共図書館1,095館を対象に相互貸借の実態調査を実施しました。これによると、およそ80%の図書館で相互貸借を行っており、59年度一年間の全国の相互貸借の総冊数は、貸出が約13万冊、借用が約9.2万冊となっています。設置自治体別では、府県立図書館で96%、市区立図書館で86%、そして町立図書館では65%と規模が小さくなるほど実施率が低くなっています。

国立国会図書館から本を借りている館は40%程ありますが、他県の県立図書館から借りている館は21%しかなく、他県の市町村立図書館から借りるとなると17%しかなく、殆どの図書館が自県内の図書館（県立が大半）との相互貸借に終わっています。

もうひとつ言うと、関東地区11都県でこの13万冊のうち66.3%も占めています。一県平均で7,858冊という数字になります。二番目は近畿地区ですが、平均2,660冊と関東地区の1/3しかなく、四国4県では平均で220冊、最も少ない九州地区では184冊となっており地域格差が極めて大きくなっています。

現在16の都道府県で連絡車ないし協力車といった名称の配本車を運行し、県立図書館の本を市町村図書館からのリクエストに応じて貸出したり、市町村間の貸借の仲介搬送をしています。これらの県での貸出冊数の多

さが地域格差につながっています。

b. 大阪の状況

57年から60年度にかけて大阪府教育委員会が設置した「図書館ネットワーク検討委員会」では58年の10月から12月の3ヶ月にわたって大阪府下の公共図書館において相互貸借されたすべての資料について書名、著者名、出版年、さらには借用を断られた資料の理由等の調査をしています。

この調査によると、この3ヶ月間に大阪府下で1,009冊の本が自治体の枠を越えて貸出されました。内訳を見ると府立中之島図書館から361冊、大阪市立中央図書館から220冊貸出されていました。また大阪市以外にも、堺や富田林、松原などの図書館が各地域でのセンター的な役割をはたしていることも分かりました。これらの図書館は、いずれも比較的まとまった資料をもっており、またコンピュータを導入するなどして、資料の検索手段が整っているという共通点もっています。やはりこうした中核となる図書館がないと相互貸借の進展は難しいように思います。

さらにネットワーク委員会では、資料の搬送手段の確保が相互貸借を進める上で非常に重要であるとも言っています。中之島図書館では58年12月より連絡車を運行し、一定の役割を果たしているわけですが、それとともに例えば松原市と富田林市の間では、資料の相互貸借を進めるために相互に月1回ずつ公用車を走らせていますが、こういう各図書館

における努力が必要といえます。

なお中之島図書館では図書館等に対して現在10冊、1ヶ月間貸出しています。60年度で約4千冊貸していますが、このうち3千冊が大阪府下の公共図書館、あとの千冊が他府県の公共図書館や大学図書館、専門図書館、博物館、行政機関、報道機関等への貸出となっています。

中之島図書館では、大学図書館等へ貸出をすることによって、大きなメリットも得ています。普通は公共図書館への貸出をしない大学図書館でも、こちらから貸出していることによって借りることができます。このことは一見過剰サービスのように見えても、そのことによって自然に相互の信頼関係が生まれ、協力関係が進むことを示していると言えます。

2. その他の相互協力

一つはレファレンス面での協力です。これは府立図書館のような大きな図書館では、かなり広範に行われています。とはいっても看板を立てて図書館同士協力し合っていますといったものではなく、一般の利用者に対するのと同様に対応しています。中之島図書館では相互貸借がそれほど活発でなかった頃は、電話での質問の場合に、図書館からの質問であることを名乗らないケースが多かったのが、連絡車が回り、担当者同士顔見知りになるにしたがって、図書館であることを名乗ることが増えていますし、問い合わせる質問も比較にならない程幅広くなっています。やはり日常の交流が大切といえます。なお中之島図書館でも、回答が出来ない難しい質問は、それぞれの分野の専門図書館や機関に協力をお願いしています。

次に資料の分担収集・分担保存の問題ですが、これは長年の懸案ではありますが、公共図書館界ではあまり進んでいません。

一つだけ紹介しますと、神奈川県厚木、座間、相模原などの県央地区では3年前に新

聞・雑誌の共同保存に関する協定書というのが結ばれています。また同時に相互貸借要項も制定されています。単に分担して保存するだけでなく、他の図書館で申し込みがあれば、その資料を搬送して提供することがセットになっています。このことが大切ではないかと思います。

三つ目は職員の研修での協力です。大阪公共図書館協会では実務研修の一環として毎年レファレンスの研修を中之島図書館で実施しています。実質4日間ほどの研修ですが、中之島図書館の資料の体系を知り、基本図書の使い方を知ってもらうとともに、双方の職員の交流が大きな目的となっています。この外複数の市による共同の新人研修の例などもありますが省略します。

なお2年前に中之島・夕陽丘・市立中央の3館の職員が協力して、大阪近辺の類縁機関の調査を行い、「大阪近辺類縁機関案内」という本を出しましたが、この調査では、職員が大学図書館や専門機関を訪問したことにより双方につながりができ、以降レファレンスなどでの協力が進んできています。

最後に近畿点字図書研究協議会（近点協）についてですが、これは近畿地区の点字図書館と公共図書館が協力してつくっている組織です。ここでは職員の研修はもとより、点字図書や録音図書の総合目録づくり、さらにはこの4月からは、コンピュータを使った情報サービスも始めています。点字図書館は病院図書室と同様、規模の小さなところが多く、その活動は病院図書室にとっても参考になるのではないかと思います。

まとめにかえて

相互協力を進めるには、一つには中核となる図書館や人がないと進みにくいと思います。この中核となる図書館は、公共図書館でいえば中之島図書館のように資料面でバックアップ機能をはたせる図書館がいますし、みん

なを引っ張っていくような人の存在も重要といえます。皆で相談してやりましょうでは、やはり進みにくいように思います。

もうひとつ重要なのは、日常の交流というか、職員同士の親近感、信頼感がないと相互協力は進みにくいということです。特に館種

を越えて協力し合う場合には不可欠といってよいと思います。今という時は、あわてず、さわがず5年先、10年先の協力をめざして、日々の努力、交流が求められている時と考えていいのではないのでしょうか。

●研究会当日の資料をそのまま使用させていただきました。

「公共図書館の相互貸借に関する実態調査報告書」

(全国公共図書館協議会、昭61.3より抜粋)

(4) 近畿地区集計結果(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

回収結果

	照会数	回収数	回収率
都道府県立	9	9	100%
市区立 (中心館)	79	76	96.0
町村立 (中心館)	28	28	100
計	116	113	97.4

問1. 貴館では、相互貸借を実施していますか。

	回答館数	A実施している	B実施していない
都道府県立	9	8	1
市区立	76	62	14
町村立	28	16	12
計	113	86	27

問1. 相互貸借実施率

回答館数 113館のうち、相互貸借を実施している館は86館(76.1%)で全国平均77.4% (昭和57年4月1日現在の「公共図書館のサービス指標及び整備基準」調査時の数値)よりやや低い。

府県別に見る相互貸借実施率

	照会	回収	実施している					実施していない				
			府県立	市立	町村立	計	率	府県立	市立	町村立	計	率
滋賀	11	10	1	6	3	10	100%	0	0	0	0	0%
大阪	33	33	2	26	2	30	90.9	0	3	0	3	9.1
兵庫	27	25	1	17	3	21	84.0	0	0	4	4	16.0
京都	18	18	1	7	4	12	66.7	1	3	2	6	33.3
奈良	13	13	2	2	1	5	38.5	0	5	3	8	61.5
和歌山	14	14	1	4	3	8	57.1	0	3	3	6	42.9
計	116	113	8	62	16	86	76.1	1	14	12	27	23.9

府県別では滋賀は100%実施、大阪90.9%兵庫84%とかなり高い数字が出ている。(滋賀、兵庫については未回収館を未実施館とみなしてもそれぞれ90.9%、77.8%と全国平均より上回る)が反面残る3府県との差がめだつ。

このことが、問2以下の調査結果でも示される。

規模別に見る相互貸借実施率

府県 規模	滋賀・大阪・兵庫			京都・奈良・和歌山			合 計		
	照会館数	実施館	率	照会館数	実施館	率	照会館数	実施館	率
府県立	4	4	100%	5	4	80.0%	9	8	88.9%
市区立	52	49	94.2	24	13	54.2	76	62	81.6
町村立	12	8	66.7	16	8	50.0	28	16	57.1
計	68	61	89.7	45	25	55.6	113	86	76.1

設置規模別に見た場合、府県立は9館中8館(88.9%)、市立は76館中62館(81.6%)、町村立は28館中16館(57.1%)実施となっており町村立図書館の実施率は府県、市立に比べて低い。

相互貸借実施率に関する数値の高低については、色々な理由が考えられるが、協力車(連絡車)の運行状況、各館の蔵書目録、府県単位の総合資料目録の整備状況等による影響力が大いに左右するのではないと思われる。又今後は府県立を中心として図書館ネットワークによる資料検索のオンライン化の実現如何によるものと思われる。

問2. (問1. でAの館はお答えください。)
相互貸借の相手はどこですか。

回 答 館 数	相 手 館					
	A 自県内 の県立 図書館	B 自県内 の市区 町村立 図書館	C 他都道 府県立 図書館	D 他都道 府県の 市区町 村立図 書館	E 国立国 会図書 館	F その他の 図書館 (学校図 書館・大 学図書館 専門図書 館等)
都道府県立	8	5	8	7	7	7
市 区 立	62	57	48	23	12	29
町 村 立	16	14	12	3	1	4
計	86	76	68	33	20	40

問2. 相互貸借の相手館

自県の県立図書館と回答があったのは、83館中76館(91.6%)でそのうち、滋賀・兵庫・奈良の3県は100%である。又、自県の市町村立図書館に対しては、86館中68館(79.1%)で、滋賀・大阪は100%利用している。

国会図書館の利用状況は、大阪の60%をはじめ和歌山50%、滋賀40%と平均は46.5%(40館)で、半数にも満たないが他県の県立図書館との関係(33館38.4%)よりは結びつきが強い。

館種の異なる図書館との貸借関係はもとより、他県の図書館との関係もまだまだ遠く、府県立図書館を除いたほとんどの図書館は、自県内で都合をつけているのが現状である。

しかし、一方、自県の県立図書館からも借りていない市町村立図書館が7館(8.4%)、又自県の市町村立図書館とも相互貸借をしていない図書館が18館(20.9%)ある。

○複数回答あり

府県別に見る相互貸借の相手館

府 県	回 答 館 数	相 手 館					
		A 自県内 の県立 図書館	B 自県内 の市区 町村立 図書館	C 他都道 府県立 図書館	D 他都道 府県の 市区町 村立図 書館	E 国立国 会図書 館	F その他の 図書館 (学校図 書館・大 学図書館 専門図書 館等)
滋 賀	府県立	1	1	1	1	1	1
	市区立	6	6	5	3	3	2
	町村立	3	3	0	0	0	0
	計	10	9	6	4	4	3
大 阪	府県立	2	2	2	2	2	2
	市区立	26	24	7	5	15	3
	町村立	2	2	0	0	1	1
	計	30	28	9	7	18	6
兵 庫	府県立	1	1	1	1	1	1
	市区立	17	17	9	7	6	2
	町村立	3	3	2	0	2	1
	計	21	20	12	8	9	4
京 都	府県立	1	1	1	1	1	1
	市区立	7	5	3	2	2	0
	町村立	4	3	4	2	1	0
	計	12	9	10	6	4	1
奈 良	府県立	2	2	2	1	1	1
	市区立	2	2	1	0	0	0
	町村立	1	1	0	1	0	0
	計	5	5	3	2	1	1
和 歌 山	府県立	1	1	1	1	1	1
	市区立	4	3	1	1	3	0
	町村立	3	2	1	0	0	0
	計	8	5	3	2	4	2

府県別に見る相互貸借の未利用相手館

府 県	回 答 館 数	相 手 館													
		A 自県内の 県立図書館			B 自県内の 市区町村 立図書館			C 他都道府 県立図書 館			D 他都道府 県の市区 町村立図 書館			E 国立国会 図書館	
滋 賀	10	0	0	0	0	4	40.0	6	60.0	6	60.6	7	70.0		
大 阪	30	2	6.67	0	0	21	70.0	23	76.7	12	40.0	24	80.0		
兵 庫	21	0	0	9	42.9	13	61.9	19	90.5	12	57.1	17	81.0		
京 都	12	3	25.0	2	16.7	6	50.0	8	66.7	8	66.7	11	91.7		
奈 良	5	0	0	2	40.0	3	60.0	4	80.0	4	80.0	4	80.0		
和歌山	8	2	25.0	5	62.5	6	75.5	6	75.5	4	50.0	6	75.5		
計	86	7	8.4	18	20.9	53	61.6	66	76.7	46	53.5	69	80.2		

問3. (問1. でBの館はお答えください。)
今後相互貸借の実施を希望しますか、またその理由はなんですか。

	回答館数	A 希 望 す る				B 希 望 し な い				
		a 自館の資料 では不足	b 利用者の 要望が多い	c そ の 他	計	a 利用者の 要望がない	b 手続きが 複雑である	c 経費負担 に問題がある	d そ の 他	計
都道府県立	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
市 区 立	14	7	1	3	(10) 11	1	2	1	0	4
町 村 立	12	6	0	0	6	3	1	1	1	6
計	27	13	1	4	(17) 18	4	3	2	1	10

○無回答1館
○()内は実数

問3. 相互貸借を実施していない館について
問1. の実施率86館(76.1%)に対して、未実施率は27館(23.9%)ある。
この内、今後何らかの理由で実施を希望する館が27館中18館(66.7%)でその理由のほとんどが自館の資料不足としている。これに対して、希望しない館は10館(37.0%)ある。その理由は、利用者の要望がない40%、手続きが複雑30%、経費の負担に問題がある20%とわかれる。

問4~(1) 根拠規程がありますか。

	回答館数	A 有 る	B ない
都道府県立	8	8	0
市 区 立	62	16	46
町 村 立	16	1	15
計	86	25	61

問4.
(1) 根拠規程
根拠規程をもっている館は回答館86館中25館(29.1%)と、非常に少ない。しかし府県立図書館では100%とすべて持っているのに対し、市町村立館では、行動が先行し、規程が整備されていない。

問4～(2) 相互貸借について利用者へのPR方法

	回答館数	A館内掲示	B館報等	Cその他
都道府県立	8	2	5	4
市区立	62	22	20	32
町村立	16	8	5	6
計	86	32	30	42

(2) 利用者へのPR

回答館86館中、方法として、館内掲示によるところが32館(37.2%)、館報等広報活動によるところが30館(34.9%)と積極的にPR活動をしているところが意外に少ない。

○複数回答あり

問4～(3) 貸出資料の範囲

	回答館数	A 全資料	B 郷土資料、参考図書、貴重図書、雑誌など一部を除いた資料	C その都度協議
都道府県立	8	1	6	1
市区立	60	14	33	13
町村立	16	2	7	7
計	84	17	46	21

(3) 貸出資料の範囲

全資料を貸出対象としている館は回答館84館中17館(20.2%)で県立1(滋賀)、市区立14(大阪7、兵庫5、京都1、奈良1)町村立2(滋賀1、大阪1)である。しかし、大半は、一部制限46館(54.8%)、その都度協議21館(25.0%)と、何らかの形で貸出資料の範囲をきめている。

○無回答9館

問4～(4) 貸出冊数(1回当たり)

	回答館数	A10冊以内	B50冊以内	C51冊以上	D制限なし
都道府県立	8	* 3	3	0	2
市区立	57	23	1	2	33
町村立	15	4	2	1	8
計	82	30	6	3	43

(4) 貸出冊数

1回に貸出す冊数について制限をしないと回答した館は、82館中43館(52.4%)と過半数をしめる。

○無回答4館

○*印のうち2館は、1館当たりの貸出冊数

府 県	回答館数	制 限 あ り					制限なし	率
		10冊以内	50冊以内	50冊以上	計	率		
滋 賀	10	0	0	0	0	0%	10	100%
大 阪	29	* 13	2	1	16	55.2	13	44.8
兵 庫	21	5	0	1	6	28.6	15	71.4
京 都	10	4	1	0	5	50	5	50
奈 良	5	3	2	0	5	100	0	0
和歌山	7	5	1	1	7	100	0	0
計	82	30	6	3	39	47.6	43	52.4

府県別に見てみると滋賀県は全図書館が制限をしていないが、奈良県と和歌山県は全図書館が制限ありという全く相反した結果が出ている。

又、これを問1.の相互貸借の実施率とあわせて見た場合、実施率の高い3府県(滋賀・大阪・兵庫)は制限なしの館が63.3%を占めるのに対し低い他の3府県は制限ありが77.3%を占めている。

県立図書館では、滋賀と兵庫が制限をしていない。

*13館のうち2館は、1館当たりの貸出冊数

問4～(5) 貸出期間（輸送期間を含む）

	回答館数	A 20日以内	B 30日以内	C 31日以上	D その都度協議
都道府県立	8	0	6	2	0
市区立	59	2	44	1	14
町村立	16	1	9	1	5
計	83	3	59	4	19

(5) 貸出期間
輸送期間をふくめて30日以内とする館がほとんどで83館中62館（74.7%）ある。

- 無回答3館
- 複数回答あり

問4～(6) 貸出及び返送方法

	回答館数	A 協力車 (連絡車)	B 郵送	C 職員（来館） による受渡し	D 民間の宅配便
都道府県立	8	6	7	8	3
市区立	61	44	34	41	3
町村立	16	10	6	15	1
計	85	60	47	64	7

(6) 貸出及び返送方法
回答館85館中、職員による受渡しが64館（75.3%）次いで協力車が60館（70.6%）、郵送が47館（55.3%）とほとんどの館が職員と協力車の2本立、或は郵送を含めた3本立の方法をとっているのが現状である。

- 無回答1館
- 複数回答あり

府県	回答館数	協力車	郵送	職員	宅配	計
滋賀	10	10	7	4	0	21
大阪	29	23	14	28	1	66
兵庫	21	16	10	13	3	42
京都	12	8	10	9	3	30
奈良	5	3	1	5	0	9
和歌山	8	0	5	5	0	10
計	85	60	47	64	7	178

府県別に見てみると滋賀と兵庫は職員による数より協力車の方がわずかながら上回っている。
他の4県は、協力車が運行していない和歌山、奈良（他の目的による車を利用しているのみ）と現在試行中の京都、大阪である。

問4～(7) 貸出及び返送経費の負担方法

	回答館数	A 全額借受館の負担			B 全額貸出館の負担	C 双方で負担			D その他
		a 館の負担	b 利用者の負担	計		a 一部館の負担	b 一部利用者の負担	計	
都道府県立	8	3	3	6	3	0	1	1	2
市区立	61	33	7	40	9	8	7	15	9
町村立	15	9	1	10	1	2	1	3	2
計	84	45	11	56	13	10	9	19	13

- 無回答2館
- 複数回答あり

7) 経費の負担方法

貸出及び返送時の経費については回答館数84館中全額借受館の負担56館(66.7%)、全額貸出館の負担13館(15.5%)、館と利用者の双方で負担19館(22.6%)にわかれるが、いずれにしても全額又は一部負担ということで図書館の負担率は高く、68館(81.0%)である。

又、利用者負担も20館(23.8%)ある。

その他として職員個人の負担というのが1館あった。

問4~(8) 紛失損傷時の取扱い

	回答館数	A 借 受 館 の 弁 償			B 特に取り決めなし	C そ の 他
		a 館 の 負 担	b 利用者の負担	計		
都道府県立	8	2	6	8	0	1
市区立	61	7	33	40	12	2
町村立	16	5	9	14	3	0
計	85	14	48	62	15	3

(8) 紛失損傷時の取扱い
借受館の利用負担となっているのが48館(56.5%)で半数強である。又、館の負担としているところは14館(16.5%)ある。

○無回答1館

○複数回答あり

問4~(9) 昭和59年度の相互貸借の実績を御記入ください。

	回答館数	相 手 館											
		自県内の県立図書館		自県内の市区町村立図書館		他都道府県立図書館		他都道府県の市区町村立図書館		国立国会図書館		その他の図書館(学校図書館、大学図書館、専門図書館)	
		貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数
都道府県立	8	54	52	11,919	38	170	98	309	33	0	174	1,016	3
市区立	58	95	7,495	2,131	1,816	43	252	65	60	0	218	22	67
町村立	16	2	1,731	137	330	0	10	0	0	0	18	0	3
計	82	151	9,278	14,187	2,184	213	360	374	93	0	410	1,038	73

○無回答4館

○複数回答あり

(9) 相互貸借の実績(昭和59年度)

各館それぞれの数字のとらえ方が不一致なため、統計に表れた数字があわないが、大よそ次のことが云える。

- ① 自県内の県立図書館よりの借用冊数9,278冊のうち8,199冊(88.4%)は滋賀・大阪・兵庫の3県でしめている。
- ② 又、自県内の市区町村立図書館が借用している14,187冊についても、そのうちの13,563冊(95.6%)は滋賀・大阪・兵庫である。
- ③ 他府県の図書館(県市町村の合計)との相互貸借では、大阪のみ貸出冊数が借受冊数を上回っている。

他府県市町村図書館(相手館)		
	貸 出	借 受
滋 賀	9	108
大 阪	533	29
兵 庫	20	104
京 都	20	163
奈 良	4	8
和歌山	1	41

問6. 相互貸借について御意見(問題点、対策等)をお書きください。

あげられた項目	都道府 県立	市区立	町村立	計
大学図書館も含めた具体的な相互貸借制度の確立を望む	3	23	1	27
相互貸借にかかる経費および人員不足の問題	2	5	2	9
連絡車の回数増	1	3	1	5
貸出冊数の制限廃止	1	1		2
貸出手続きの簡素化		1	2	3
紛失損傷時の取扱い等が課題		2	1	3
蔵書目録の整備が必要		5		5
貸出資料の範囲の緩和		3		3
府県立図書館からの一方的な貸出となっている。	2			2
相互協力の範囲を広げてゆきたい		2		2
県立図書館の職員に巡回してほしい		2		2
国会図書館を利用しやすいようにしてほしい		1		1
担当者の育成を望む		1		1
自治体の枠をこえて利用者が直接図書館で貸借できるようにしてほしい		1		1
計	9	50	7	66